

# 商品概要説明書

## 教育ローン

(平成 30 年 9 月 3 日現在)

商品名	ジャックス保証教育ローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>○当 J A の営業地区内に在住または在勤の方。</li><li>○お借入時の年齢が満 20 歳以上 65 歳以下の方であり、最終ご返済年齢が 75 歳以下の方。</li><li>○安定・継続した収入の見込まれる方。</li><li>○当 J A が指定する保証会社の保証が受けられる方。</li><li>○借換の場合、借換の対象となる教育ローンで直近 6 ヶ月以内に返済遅延がない方。</li><li>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li></ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"><li>○ご本人またはそのご家族（同居の有無は問いませんが、親子間のみとなります）が必要とされる次のご資金が対象です。<ul style="list-style-type: none"><li>①入学・在学中に必要な資金（入学金、授業料、家賃、その他生活費（仕送り含む）等。</li><li>②支払済み教育資金（申込受付前 3 ヶ月以内に現金で支払いしたもの）。</li><li>③教育ローンの借換資金。</li><li>④その他、J A が認めた教育資金。</li></ul></li></ul>
借入金額	<ul style="list-style-type: none"><li>○10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。但し、医科、歯科、薬科大学または学部の場合は 1,000 万円以内とします。</li><li>○借換資金の場合は、残存一括償還金額とします。</li></ul>
借入期間	<ul style="list-style-type: none"><li>○6 か月以上 16 年 10 ヶ月以内（元金据置期間含む）とし、1 ヶ月単位とします。</li><li>○元金据置期間の上限は次の通りです。<ul style="list-style-type: none"><li>①入学前の 7 ヶ月間以内</li><li>②卒業予定年月までの在学期間以内</li><li>③卒業後の 3 ヶ月間以内</li></ul>留年、留学により卒業年月日が伸びる場合は、元金据置期間の延長は出来ません。</li></ul>
据置対象校	<ul style="list-style-type: none"><li>○幼稚園、小・中・高校、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院</li></ul>
借入利率	<p><b>【変動金利型】</b></p> <p>お借入時の利息は、3 月 1 日および 9 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日および 10 月 1 日から適用利率を変更いたします。お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○お借入利率には保証料を含みます。</li><li>○詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</li></ul>

返済方法	<p>○下記のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>①元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>②元利均等返済とボーナスの併用（ボーナス返済元本は融資金額の50%以内）</p> <p>③元金据置返済（据置期間中は毎月利息のみの返済）</p>
担保	○不要です。
保証人	○原則として不要です。但し、当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）が必要と判断した場合は連帯保証人が必要となります。
保証料	<p>○分割払いとなります。</p> <p>保証料率は借入利率に含まれております。</p>
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…5,400円</p> <p>②一部繰上返済の場合…5,400円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,400円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本店金融部（電話：0436-23-8555）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、千葉県農業協同組合中央会が設置・運営する千葉県JAバンク相談所（電話：043-243-0011）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部または千葉県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <p>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。          なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記千葉県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>○印紙税が別途必要となります。</li> <li>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</li> </ul>

J A 市原市